

平成27年10月

「排水基準を定める省令」の一部改正に伴う 検査内容変更のお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご愛顧を賜わり、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、「排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）」の一部改正（環境省令第33号 平成27年9月18日公布・同10月21日施行）に伴い検査内容を変更させていただくことになりましたので、下記のとおりご案内申し上げます。

敬白

記

■変更日 平成27年10月21日採水分より

■変更内容

1. 排水基準項目の排水基準改正

「トリクロロエチレン」の排水基準が変更となりました。

検査項目	変更箇所	新	旧	検査案内掲載頁 「計量編」
102110 トリクロロエチレン	排水基準	0.1 mg/L ^{注)}	0.3 mg/L	P3<排-10>

注) 定量下限値は、0.03mg/L から0.01mg/L となります。

■経過措置

水質汚濁防止法第2条第2項の特定施設（設置の工事がなされている施設を含む。）を設置する工場または事業場から法第2条第1項に規定する公共用水域に排出される水のトリクロロエチレンについての排水基準は、この省令の施行の日から6ヶ月間（当該施設が水質汚濁防止法施行令 別表第3に掲げる施設である場合にあっては1年間）は、この省令による改正後の排水基準を定める省令第1条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

以上